

## 埼玉西武ライオンズファンクラブカードセゾンセルクル特約

### 第1条(カード名称)

このカードは、株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が埼玉西武ライオンズファンクラブ(以下「クラブ」という)を運営する埼玉西武ライオンズファンクラブ事務局(以下「事務局」という)と提携して発行するクレジットカードで埼玉西武ライオンズファンクラブカードセゾンセルクル(以下「本カード」という)と称します。

### 第2条(カードの発行)

クラブの会員で、当社が提携する会社又は団体(以下「提携先」という)の役員、社員もしくは加入者及びその配偶者の方が、本特約とセゾンカード規約を承認し、本カードご利用のお申込みをされ、当社が本カードのご利用を承諾した方(以下「会員」という)に、本カードを発行いたします。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。但し配偶者のみの申込みはできないものとします。なお、本カードはクラブの会員証を兼ねるものとします。

### 第3条(年会費)

会員は、事務局に対しクラブの年会費とその消費税等を本カードの決済口座を通じてお支払いいただきます。なお、年会費は、本カードのご解約または会員資格を喪失した場合でもお返し致しかねます。

### 第4条(会員資格の喪失等)

セゾンカード規約第24条(会員資格の喪失等)に次の事項を追加します。

(1)⑪年会費のお支払いがないとき。

(1)⑫提携先の役員、社員又は加入者である会員が提携先を退職又は脱退したとき。

(7)会員が本カードの会員資格を取り消された場合は、クラブ会員資格も取り消されるものとします。

### 第5条(有効期限)

クラブ会員の有効期限は、本カードの有効期限にかかわらず毎年1月末日までとし、年会費のお支払いをもって自動更新するものとします。

### 第6条(カード規約)

本カードについては、セゾンカード規約に加え本特約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

### 第7条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。